

令和8年度 第1回 寝屋川流域協議会

議 案 書

寝屋川流域協議会

議 案 目 次

◆令和 8 年度 第 1 回 寝屋川流域協議会議案

第 1 号議案	協議会規約の改正
第 2 号議案	令和 7 年度事業報告
第 3 号議案	令和 7 年度収支決算報告
第 4 号議案	令和 8 年度事業計画
第 5 号議案	令和 8 年度予算
第 6 号議案	流域治水プロジェクトの更新
第 7 号議案	寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の 操作に関する要綱の変更
第 8 号議案	監事の選出

寝屋川流域協議会 規約

(目的及び設置)

第1条 本協議会（以下「協議会」という。）は、寝屋川流域の都市化の進展や気候変動等に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減と良好な水環境の創出を図り、流域の環境改善に資することを目的とし、特定都市河川浸水被害対策法第7条の規定に基づき設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、寝屋川流域協議会とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会の実施事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるための治水対策「流域治水」を計画的に実施するため、流域治水プロジェクトの推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (2) 治水施設並びに雨水流出抑制施設の整備、流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保、防災情報の提供など、流域住民の避難行動支援等の総合的な治水対策を協議し、水害に対し安全な街づくりの効果的な施策を実行するため、寝屋川流域水害対策計画を策定すること。
- (3) 寝屋川流域水害対策計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (4) 寝屋川流域の水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施し、良好な水環境の創出を図り、人々が水辺に親しめる川づくりを進める観点から、部会で策定された寝屋川流域水環境改善計画の報告を受けること。
- (5) 寝屋川流域水環境改善計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (6) 生駒山系の森林の保全により、土砂災害に対する安全性の向上を図るとともに、良好な都市環境を創出するため、砂防事業及び治山事業の推進等に関する検討・情報共有を行うこと。
- (7) 部会で策定された大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の報告を受けること。
- (8) 大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (9) 前各号について、流域住民に対する理解と協力を求める広報に関すること。
- (10) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事を充てる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、別表第2の職にある会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会には必要に応じ、第1項の構成員の過半数の承認を得たうえで、構成員を追加することができる。
- 5 会長は、必要に応じて別表第1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 6 第1項の構成員が協議会に出席できない場合は、構成員が認める者を代理出席させることができる。
- 7 協議会は、第1項の構成員の過半数の出席をもって、開催することができる。
- 8 協議会は、書面により開催することができる。

(部会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営のため、「流域治水部会」、「水環境部会」及び「大規模水害タイムライン部会」の3つの部会(以下「3部会」という。)を設置する。

- 2 各部会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。
- 3 3部会の部会長には、大阪府都市整備部河川室長の職にある者をもって充てる。部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会の円滑な運営に資するため、部会長は協議会の実施事項について、あらかじめ協議を行うものとする。
- 5 部会長は、必要に応じて別表第3の職にある者以外の者の部会への参加を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 部会長は、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに協議会のホームページに公表するものとする。
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(経費)

第8条 協議会の経費は、別表第1に掲げる地方公共団体の負担金やその他の収入によってまかなう。

2 協議会の会計は、大阪府都市整備部河川室河川整備課が行う。

3 会計を監査するため、協議会に監事を置く。

4 監事は任期を1年とし、構成員が互選する。

5 監査結果は別紙監査報告書にて会長に報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。

2 流域治水部会及び大規模水害タイムライン部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に、水環境部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川環境課に置く。

3 事務局は、協議会の議決をもって負担金等の収入及び経費の支出を行うこととするが、当該年度の協議会の議決前に経費支出の必要が生じた際は、協議会の事業目的に適うものに限り、前年度の繰越金の範囲内で支出することができるものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月19日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この規約の施行に伴い、寝屋川流域協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条・第8条関係）

◎印は会長

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府知事	◎
大阪市	大阪市長	
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	
大東市	大東市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	

別表第2（第4条関係）

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府副知事	
大阪府	大阪府都市整備部長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部会長

機関名		構成員		
		流域治水部会	水環境部会	大規模水害タイムライン部会
大阪府	都市整備部	◎河川室長 河川室河川整備課長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 建築指導室審査指導課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 西大阪治水事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川整備課長 下水道室事業課長 事業調整室長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長
	政策企画部			危機管理室長 危機管理室災害対策課長
	健康医療部		生活衛生室環境衛生課長	
	環境農林水産部	農政室整備課長 みどり推進室長 みどり推進室森づくり課長 中部農と緑の総合事務所長	環境管理室環境保全課長 環境管理室事業所指導課長 農政室整備課長 水産課長 中部農と緑の総合事務所長	
	大阪都市計画局	拠点開発室戦略拠点開発課長		
大阪市	建設局	下水道部長 道路河川部長	下水道部長 道路河川部長	下水道部長 工務担当部長
	環境局		環境管理部長	
	危機管理室			危機管理室防災計画担当部長
守口市		環境下水道部長	環境下水道部長	危機管理監 環境下水道部長
枚方市		土木部長 上下水道局上下水道部長	土木部長 環境部長	危機管理部長 土木部長 上下水道局上下水道部長
八尾市		政策企画部長 都市整備部長 下水道部長 魅力創造部長	政策企画部長 環境部長 都市整備部長	危機管理監 都市整備部長 下水道部長
寝屋川市		危機管理部長 上下水道局長 都市管理部長	上下水道局長 環境部長	危機管理部長 上下水道局長
大東市		政策推進部長 都市整備部長	政策推進部長 都市整備部長 市民生活部長	危機管理監兼室長 都市整備部長 上下水道局長
柏原市		危機管理監 都市みどり安全部長	市民部長 都市みどり安全部長	危機管理監 都市みどり安全部長
門真市		まちづくり部長	まちづくり部長 環境水道部長	まちづくり部長 環境水道部長 総務部長
藤井寺市		都市整備部長	市民生活部長	危機管理監
東大阪市		危機管理監 土木部長 下水道部長	理事 下水道部長 環境部長	危機管理監 土木部長 下水道部長
四條畷市		危機統括監兼都市整備部長	危機統括監兼都市整備部長 市民生活部長	危機統括監兼都市整備部長
交野市		都市まちづくり理事兼部長 環境部長	環境部長 上下水道部長	都市まちづくり理事兼部長 副市長兼危機管理室長
近畿地方整備局	淀川河川事務所	流域治水課長	流域治水課長 河川環境課長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部長

機関名		構成員		
		流域治水部会	水環境部会	大規模水害タイムライン部会
大阪府 警察本部				警備第二課 管理官
NHK 大阪放送局				コンテンツセンター第2部長
株式会社毎日放送				報道情報局番組センター気象担当 デスク
朝日放送テレビ 株式会社				報道局ニュース情報センター課長
関西テレビ放送 株式会社				報道局報道センター報道部長
読売テレビ放送 株式会社				報道局災害統括デスク
テレビ大阪 株式会社				報道部長
NTT 西日本 株式会社				関西支店災害対策室長
大阪ガスネットワーク 株式会社				供給指令部防災チームマネジャー
関西電力 株式会社				総務室防災グループチーフマネジャー
西日本旅客鉄道 株式会社				近畿統括本部阪奈支社長
京阪電気鉄道 株式会社				安全推進部長
近畿日本鉄道 株式会社				鉄道本部企画統括部安全推進部長
大阪モリール 株式会社				安全推進室長
大阪市高速電気軌道 株式会社				交通事業本部安全統括部長
大阪管区气象台				気象防災部気象防災情報調整官
オブザーバー	近畿地方整備局			
	河川部	広域水管理官 河川保全管理官 上下水道調整官	広域水管理官 上下水道調整官	広域水管理官 上下水道調整官

(別紙)

監 査 報 告 書

年 月 日

寝屋川流域協議会
会長 ○○ ○○ 様

監事 職 ○○市長
氏名 ○○ ○○

寝屋川流域協議会規約第8条に基づき、 年度における監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

(なお、指摘事項については、早急に改善してください。)

1. 実施日時 年 月 日 () 時 ～ 時

2. 実施場所 _____

3. 事務局 課名 _____

4. 監査結果

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
事 業 等 の 実 施 状 況			
会計事務の状況			
そ の 他			
総 括		適 正 ・ 概ね適正 ・ 不適正	

令和 7 年度事業報告

寝屋川流域水害対策計画、寝屋川流域水環境改善計画、砂防・治山整備事業及び大規模な水害に備えて策定したタイムラインの運用・改善を推進するため、本協議会会員相互の連絡調整や関係機関等との協議を行うほか、以下に示す活動等を行った。

広報活動

1. 広報活動の実施

1. 1 広報イベントの実施

(1) 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和 7 年 5 月 11 日（日） 10：00 ～ 16：00

場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）

参 加 者 998人

(2) 冬の広報イベント（寝屋川流域を巡るウォークイベント）

日 時 令和 8 年 2 月 28 日（土） 12：30 ～ 16：30

場 所 寝屋川治水緑地、なわて水みらいセンター、讃良立坑

参 加 者 31人

(3) 水環境啓発イベント（キラっと！かどま2025 市内統一清掃活動）

日 時 令和 7 年 11 月 15 日（土） 10：00 ～ 12：00

場 所 門真市役所周辺

参 加 者 153人

1. 2 各種イベントにおけるブース出展の実施

(1) 環境啓発イベントECO東大阪における治水・水環境ブース出展

日 時 令和 7 年 10 月 11 日（土） 10：00 ～ 15：00

場 所 花園中央公園噴水広場

内 容 流域治水対策、水環境改善に関するワークショップ・パネル展示

(2) 下水道イベント大阪マンホールEXP0における治水ブース出展

日 時 令和 7 年 10 月 25 日（土） 10：00 ～ 17：00

令和 7 年 10 月 26 日（日） 10：00 ～ 17：00

場 所 イオンモール堺北花田

内 容 流域治水対策に関するパネル展示や小学生向け防災カードゲーム

1. 3 啓発ポスターの掲示

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府庁別館

内容：水害への備え

2. その他

(1) 寝屋川流域協議会XなどのSNSやメディア等を活用した事業PR

(2) 小学生向け防災カードゲームの配布

事業推進

1. 寝屋川流域水害対策計画の推進（流域治水部会）

- （1）国家要望活動の実施
 - ・国予算確保に向けた要望活動を実施（R7. 8、R7. 11）
- （2）流域水害対策計画の変更に向けた検討と素案作成
- （3）砂防・治山事業及び市民参加の森林保全活動の取組状況の共有

2. 寝屋川流域水環境改善計画の推進（水環境部会）

- （1）浮遊汚泥（スカム）の発生抑制に向けた取組
 - ・スカムアラートによりスカム発生を検知し、破砕措置を実施
- （2）河川ごみ対策の推進
 - ・ホームページやSNSを活用した情報発信
 - ・流域住民による美化活動や若年層向けの美化イベントを実施
- （3）水辺空間の利活用の促進
 - ・ホームページや協議会イベント等での水辺空間マップ等の周知
 - ・アスマイルを活用した水辺空間の利用促進
 - ・水辺空間サインボードの設置

3. 大規模水害タイムラインの取組の推進（大規模水害タイムライン部会）

- （1）寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善
 - ・情報伝達訓練の実施（5月）
 - ・5月末の大雨などの計2回タイムラインを運用（5～9月）
 - ・ふりかえりワーキングを開催し、通知対象となる水位設定の検証について共有するとともに、課題や改善策について意見交換（11月）
 - ・タイムライン部会を開催し、タイムラインを令和8年度版に改訂（3月）

令和 7 年度収支決算報告

1. 収入の部（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
負担金	8 3 4, 0 0 0	7 9 8, 8 0 5	内訳は下記のとおり
繰越金	4 1 4, 9 0 4	4 1 4, 9 0 4	
雑収入	4 1 9	1, 1 8 1	利息
合 計	1, 2 4 9, 3 2 3	1, 2 1 4, 8 9 0	

<負担金内訳>

(1) 地方公共団体 負担金

大 阪 府	3 6 0, 0 0 0
大 阪 市	1 6 0, 0 0 0
守 口 市	2 4, 0 0 0
枚 方 市	2 4, 0 0 0
八 尾 市	2 4, 0 0 0
寝 屋 川 市	2 4, 0 0 0
大 東 市	2 4, 0 0 0
門 真 市	2 4, 0 0 0
藤 井 寺 市	2 4, 0 0 0
東 大 阪 市	2 4, 0 0 0
四 條 畷 市	2 4, 0 0 0
柏 原 市	2 4, 0 0 0
交 野 市	2 4, 0 0 0
合 計	7 8 4, 0 0 0

(2) その他 負担金

(一財) 都市技術センター（施設見学会共催負担金） 1 4, 8 0 5 円

※当初予算は50,000円を見込んでいた。

2. 支出の部（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
事 業 費	1, 0 0 0, 0 0 0	6 1 5, 2 0 7	広報啓発物品等
会 議 費	1 2 0, 0 0 0	1 0 3, 3 3 0	
事 務 費	1 0 0, 0 0 0	1 3 4, 5 3 5	
予 備 費	2 9, 3 2 3	0	
合 計	1, 2 4 9, 3 2 3	8 5 3, 0 7 2	

3. 差引残高

収 入 額	1, 2 1 4, 8 9 0 円
支 出 額	8 5 3, 0 7 2 円
差 引 残 高	3 6 1, 8 1 8 円（令和 8 年度に繰越）

監 査 報 告 書

令和8年 4月 6日

寝屋川流域協議会
会長 吉村 洋文 様

監事 大阪市長
氏名 横山 英幸

寝屋川流域協議会規約第8条に基づき、令和7年度における監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

(なお、指摘事項については、早急に改善してください。)

1. 実施日時 令和8年 4月 6日 (月) 10時00分～10時40分

2. 実施場所 大阪市役所

3. 事務局 大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課

4. 監査結果

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
事 業 等 の 実 施 状 況	事業計画に基づき、適正に実施されている。		
会 計 事 務 の 状 況	適正に執行されている。		
そ の 他			
総 括		適 正 ・ 概ね適正 ・ 不適正	

令和 8 年度事業計画

寝屋川流域水害対策計画、寝屋川流域水環境改善計画、砂防・治山整備事業及び大規模な水害に備えて策定したタイムラインの運用・改善を推進するため、本協議会会員相互の連絡調整や関係機関等との協議を行うほか、以下に示す活動等を行うこととする。

広報活動

1. 広報活動の実施

1. 1 広報イベントの実施

(1) 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和 8 年 5 月 10 日（日） 10：00 ～ 16：00

場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）

(2) 冬の広報イベント

日 時 令和 8 年 冬ごろ

場 所 未定

(3) 水環境啓発イベント（キラっと！かどま2026 市内統一清掃活動）

日 時 令和 8 年 秋ごろ

場 所 門真市役所周辺

1. 2 各種イベントにおけるブース出展の実施

出展イベント（予定） 都島区民まつり（令和 8 年 9 月ごろ）

鶴見区民まつり（令和 8 年 9 月ごろ）

下水道マンホールEXPO（令和 8 年 11 月 8 日）

環境啓発イベントECO東大阪における治水・水環境ブース出展

1. 3 啓発ポスターの掲示

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府庁別館

内容：ごみ啓発

2. その他

(1) 寝屋川流域協議会XなどのSNSやメディア等を活用した事業PR

(2) 寝屋川流域協議会HPの充実

(3) 啓発ポスターのデザイン作成

事業推進＜主な取組み＞

1. 流域治水対策の推進（流域治水部会）

- （1）国家要望活動の実施
 - ・ 国予算確保に向けた要望活動を実施（年2回）
- （2）流域水害対策計画（変更）の策定に向けた検討
- （3）砂防・治山事業及び市民参加の森林保全活動の取組状況の共有

2. 寝屋川流域水環境改善計画の推進（水環境部会）

- （1）浮遊汚泥（スカム）の発生抑制に向けた取組
 - ・ より迅速な対応のためのスカムアラートの追加設置
 - ・ 民間事業者と連携したスカム破砕作業の省力化に係る実証試験
- （2）河道内のごみの削減
 - ・ ホームページやSNS、啓発動画を活用したごみ対策の啓発
 - ・ 水環境（河川ごみ）啓発イベントの実施
- （3）水辺空間の利活用の促進
 - ・ ホームページや協議会イベント等での水辺空間マップの周知
 - ・ おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用した水辺空間の利用促進
 - ・ 水辺空間サインボードの設置
- （4）淀川から寝屋川、寝屋川から古川への導水の今後のあり方の検討
- （5）古川流域における浮遊ごみ対策の現状等今後の取組の検討

3. 大規模水害タイムラインの取組の推進（大規模水害タイムライン部会）

- （1）寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善
 - ・ 出水期前に情報伝達訓練等を実施
 - ・ 令和8年度版「寝屋川流域大規模水害タイムライン」の運用
 - ・ 運用後にふりかえりワーキングを実施し、課題抽出や改善策の検討を実施
 - ・ 大規模水害タイムライン部会を開催し、タイムラインを改訂

令和 8 年度予算

1. 収入の部（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

単位：円

	当 初 予 算	備 考
負 担 金	8 3 4, 0 0 0	内訳は下記のとおり
繰 越 金	3 6 1, 8 1 8	
雑 収 入	1, 1 8 1	利息（見込）
合 計	1, 1 9 6, 9 9 9	

<負担金内訳>

(1) 地方公共団体 負担金

大 阪 府	3 6 0, 0 0 0
大 阪 市	1 6 0, 0 0 0
守 口 市	2 4, 0 0 0
枚 方 市	2 4, 0 0 0
八 尾 市	2 4, 0 0 0
寝 屋 川 市	2 4, 0 0 0
大 東 市	2 4, 0 0 0
門 真 市	2 4, 0 0 0
藤 井 寺 市	2 4, 0 0 0
東 大 阪 市	2 4, 0 0 0
四 條 畷 市	2 4, 0 0 0
柏 原 市	2 4, 0 0 0
交 野 市	2 4, 0 0 0
合 計	7 8 4, 0 0 0

(2) その他 負担金（見込）

都市技術センター（施設見学会共催負担金） 5 0, 0 0 0

2. 支出の部（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

単位：円

	当 初 予 算	内 訳
事 業 費	9 0 0, 0 0 0	啓発イベント 5 0 0, 0 0 0 講演者謝礼等 1 6 0, 0 0 0 啓発グッズ作成 2 4 0, 0 0 0
会 議 費	1 2 0, 0 0 0	部会、協議会 会議費 1 2 0, 0 0 0
事 務 費	1 0 0, 0 0 0	要望関係 1 0 0, 0 0 0
予 備 費	7 6, 9 9 9	
合 計	1, 1 9 6, 9 9 9	

*事業費の内訳は変更できるものとする。

*予備費からその他経費への振替は承認なしで行うことができるものとする。

流域治水プロジェクトの更新

- ・寝屋川ブロックの流域治水プロジェクトについて、「流域治水管理図」の取組及び「流域治水の具体的な取組」の進捗を更新する。

一級水系
流域治水プロジェクト

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
 - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程 ※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府			
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市	法善寺多目的遊水池（Aゾーン）の概成 R6年度	布施公園調節池の概成 R7年度	加納元町調節池の概成
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等			
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市			
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間			
	雨水貯留浸透施設の整備	民間			
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市			
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市	流域水害対策計画の変更（R8年度）		
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（流域水害対策計画の変更）	大阪府・流域市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了（R6年度） 雨水出水浸水想定区域図作成・公表（R7年度）	区域の指定（R9年度） 要配慮者利用施設への避難確保計画・訓練の支援（R7年度～）	
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市			
グリーンインフラの取組み	河川美化活動・河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・流域市・河川レンジャー			
	浚渫・親水護岸の設置	大阪府			

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

当面の治水目標に
対応した河川の整備



約98%

※整備計画目標流量ベース

(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の
活用



3市

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡
に対する進捗率

約35.9%

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策



治山対策 1箇所
土石流対策 10施設

※流域市内の事業箇所
(寝屋川流域外を含む)

(令和7年度実施)

立地適正化計画に
おける防災指針
の作成



7市

(令和7年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 全27河川
雨水出水
浸水想定区域 10団体

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 9434施設
土砂 205施設
高潮 4225施設

避難訓練 824施設
※洪水・土砂・高潮の重複を含む

(令和7年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）

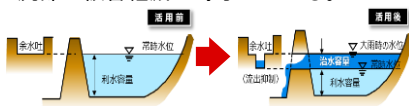


改良前



余水吐を切り欠く
(■500×500)

平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用の検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市・門真市・八尾市・大東市・守口市・東大阪市・寝屋川市において、立地適正化計画(防災指針)策定

寝屋川市では、平成30年4月に立地適正化計画を策定し、計画策定から概ね5年が経過したことによる見直しとともに、都市再生特別措置法の改正により居住の安全確保などの防災減災対策の取組を推進するため「防災指針」の作成が位置付けられたことを踏まえ、令和7年4月に一部改定を行った。

寝屋川市立地適正化計画



寝屋川市立地適正化計画 東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)

東大阪市では、令和5年3月に立地適正化計画(平成31年3月に策定)を都市計画マスタープランに組み入れ、まちづくりの方向性の整合を図るとともに、市域全域を対象とした防災指針を策定し、自然災害に対するまちづくりの方向性を示している。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区气象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定、運用しており、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



寝屋川流域大規模水害 ふりかえりWG
タイムライン

コミュニティタイムライン作成支援
(R7年度)

令和7年度は、市町村および住民向けのコミュニティタイムライン作成支援講習会を開催し、取組み普及を図った。



グリーンインフラの取組み

自然環境が有する多様な機能活用の取組

大東市、東大阪市、八尾市、柏原市では、平成25年度より流域住民と連携し、ワークショップを開催し、美化活動やぼい捨て防止の啓発など、ごみの削減に向けた取組みを進めている。



恩智川クリーン・リバー・プロジェクト
魅力ある水辺空間・賑わいの創出

寝屋川では、河川区間を活かした水辺の賑わいの創出するため、親水護岸の整備を実施している。



親水護岸整備(寝屋川)

寝屋川流域における下水道の 雨水ポンプ施設の操作に関する要綱の変更

- ・寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱について、（別表 4：第 5 条、第 6 条及び第 7 条関係）基準水位を変更する。

寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川流域において、河川の整備水準を上回る豪雨に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条の規定に基づく「流域水害対策計画」のうち、下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する基本的な事項を河川管理者と下水道管理者が共同で定め、もって人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 1 ポンプ運転調整 河川の整備水準を上回る洪水時に、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため下水道ポンプ場から河川への放流量を制限することをいう。
- 2 河川 寝屋川流域における一級河川寝屋川、一級河川第二寝屋川、一級河川平野川、一級河川平野川分水路、一級河川恩智川、一級河川古川及び一級河川楠根川の7河川をいう。
- 3 河川管理者 前項に定める河川の管理者をいう。
- 4 大阪府水防本部長 水防法第7条に基づき策定された大阪府水防計画により定められた大阪府水防本部長をいう。
- 5 下水道ポンプ場 寝屋川流域内の河川に放流している下水道ポンプ場のうち、別表2に掲げる下水道ポンプ場をいう。
- 6 下水道管理者 前項に定める下水道ポンプ場の管理者をいう。
- 7 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤等することなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 8 外水氾濫 河川からの越水又は破堤等により、河川を流下する洪水が沿川に流出して浸水することをいう。
- 9 基準地点 各下水道ポンプ場のポンプ運転調整の準備、開始又は解除を判断する河川水位を観測する水位観測所の設置地点をいう。
- 10 準備水位 ポンプ運転調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備を開始する水位をいう。
- 11 開始水位 ポンプ運転調整を開始する水位をいう。
- 12 解除水位 ポンプ運転調整を解除する水位をいう。

(ポンプ運転調整を実施する者)

第3条 ポンプ運転調整は、第1条の目的を達成するため、大阪府水防本部長の指示を受けて、下水道管理者が下水道ポンプ場の操作の一環として実施するものとする。

(基準地点と対象下水道ポンプ場)

第4条 ポンプ運転調整の実施を判断する基準地点にある水位観測所は、別表第1のとおりとする。

- 2 ポンプ運転調整の対象となる下水道ポンプ場は、別表第2のとおりとする。
- 3 各基準地点に対応し、ポンプ運転調整を実施する下水道ポンプ場は、別表第3のとおりとする。

(ポンプ運転調整の準備)

第5条 下水道管理者は、基準地点の水位が別表第4に定める準備水位に到達した場合は、大阪府水防本部長の指示を受けて、ポンプ運転調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備を開始するものとする。

(ポンプ運転調整の開始)

第6条 下水道管理者は、基準地点の水位が別表第4に示す開始水位に到達した場合は、今後水位上昇が見込めない場合を除き、大阪府水防本部長の指示を受けて、対象下水道ポンプ場においてポンプ運転調整を開始するものとする。

2 下水道管理者は、前項に定めるポンプ運転調整開始時の下水道ポンプ場から河川への放流量を別表2に定める雨水放流量の原則50%に制限するものとする。

(ポンプ運転調整の解除)

第7条 下水道管理者は、前条第1項のポンプ運転調整を開始した後に、基準地点の水位が別表第4に定める解除水位まで低下した場合は、大阪府水防本部長の指示を受けて、ポンプ運転調整を解除するものとする。

(河川の越水及び破堤時の対応)

第8条 河川管理者は、第6条の定めに関わらず、河川からの越水又は破堤等が生じた場合は、ポンプ運転調整が必要となる下水道管理者に対してポンプ運転調整の開始、又はさらなる放流量制限を発令できるものとする。

2 前項の発令の後、越水又は破堤等箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し、ポンプ運転調整を解除しても越水又は破堤等箇所からの浸水被害が拡大するおそれなくなったときに、河川管理者から下水道管理者に対してポンプ運転調整の解除を発令するものとする。

(操作規則の策定)

第9条 下水道管理者は、公平かつ実効性のあるポンプ運転調整を実施するため、下水道ポンプ場毎にポンプ運転調整の内容を明記した操作規則を策定するものとする。

2 前項に定める操作規則には、第8条第1項及び第2項に定めるポンプ運転調整の実施についても明記するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ポンプ運転調整に関し必要な事項は寝屋川流域協議会に諮り、定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又はこの要綱を変更する必要がある場合には、寝屋川流域協議会に諮り、変更するものとする。

附則 この要綱は公表の日から施行する。

(別表 1 : 第 4 条第 1 項関係) 水位観測所

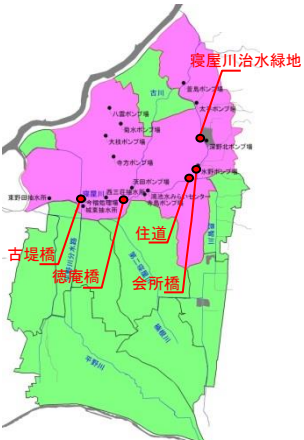
河川	基準地点	位置：緯度・経度	設置場所
寝屋川	京橋水位観測所	N:34° 41' 29" E:135° 31' 22"	大阪市都島区片町 1 丁目
	古堤橋水位観測所	N:34° 41' 47" E:135° 33' 12"	大阪市城東区今福南 3 丁目
	徳庵橋水位観測所	N:34° 41' 50" E:135° 34' 53"	大阪市鶴見区徳庵 2 丁目
	住道水位観測所	N:34° 42' 27" E:135° 37' 11"	大東市赤井 1 丁目
	会所橋水位観測所	N:34° 42' 47" E:135° 37' 26"	大東市深野 1 丁目
	寝屋川治水緑地水位観測所	N:34° 43' 36" E:135° 37' 42"	大東市深野北 4 丁目
第 二 寝屋川	城見橋水位観測所	N:34° 41' 20" E:135° 32' 27"	大阪市城東区中浜 1 丁目
	平野川分水路排水機場外水位観測所	N:34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区東中浜 7 丁目
	照明橋水位観測所	N:34° 41' 15" E:135° 34' 03"	大阪市城東区諏訪町
	新田大橋水位観測所	N:34° 39' 57" E:135° 35' 35"	東大阪市御厨
恩智川	芝大橋水位観測所	N:34° 41' 14" E:135° 38' 01"	東大阪市水走
	花園多目的遊水地水位観測所	N:34° 40' 16" E:135° 37' 57"	東大阪市松原南
	恩智川治水緑地水位観測所	N:34° 38' 59" E:135° 37' 18"	八尾市福万寺町
	中高橋水位観測所	N:34° 37' 42" E:135° 37' 32"	八尾市東山本町 1 - 1 3
平野川	剣橋水位観測所	N:34° 40' 02" E:135° 32' 21"	大阪市東成区玉津 3 丁目
	平野川三川合流点水位観測所	N:34° 38' 31" E:135° 32' 15"	大阪市生野区林寺 6 - 6
	鳥居先（平野川下流）水位観測所	N:34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市平野区平野馬場 1 - 3
	中竹渕橋水位観測所	N:34° 37' 17" E:135° 33' 52"	大阪市平野区加美南陽町
	太子橋水位観測所	N:34° 36' 53" E:135° 35' 02"	八尾市南太子堂 6 丁目
平野川 分水路	平野川分水路排水機場内水位観測所	N:34° 41' 16" E:135° 33' 12"	大阪市城東区東中浜 7 丁目
	今里大橋水位観測所	N:34° 39' 58" E:135° 33' 02"	大阪市東成区大今里南 3 丁目
	巽橋水位観測所	N:34° 39' 11" E:135° 32' 54"	大阪市生野区巽中 1 - 1
	鳥居先（平野川分水路）水位観測所	N:34° 38' 05" E:135° 32' 58"	大阪市生野区巽南 4 - 9
古 川	徳庵橋古川水門内水位観測所	N:34° 41' 50" E:135° 34' 51"	大阪市鶴見区徳庵 2 丁目
	桑才水位観測所	N:34° 43' 26" E:135° 35' 44"	門真市北島 8 4 9
楠根川	萱振大橋水位観測所	N:34° 38' 03" E:135° 36' 27"	八尾市緑ヶ丘 1 丁目

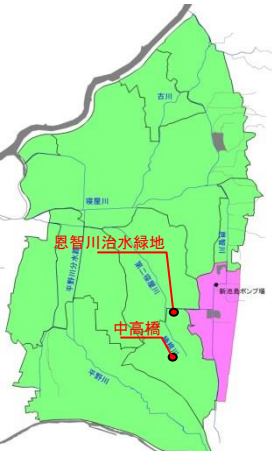
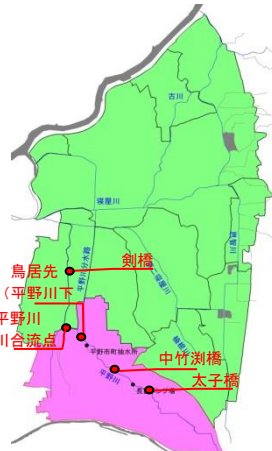
(別表２：第４条第２項関係) ポンプ運転調整対象下水道ポンプ場

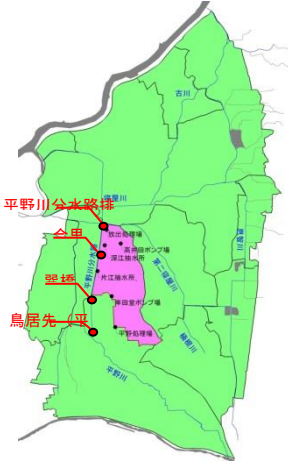
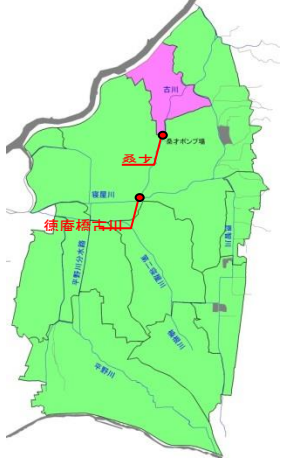
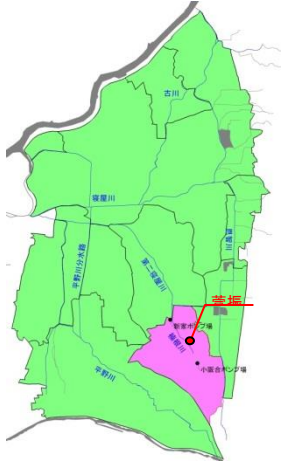
放流河川	運転調整対象ポンプ場	設置場所	雨水放流量 (m³/s)	管理者
寝屋川	東野田抽水所	大阪市都島区東野田町３－３－３０	17.202	大阪市
	今福処理場	大阪市城東区今福南３－３－２	33.670	大阪市
	城東抽水所	大阪市城東区放出西２－３－６	14.837	大阪市
	西三荘抽水所	大阪市鶴見区横堤１－５－４９	30.000	大阪市
	菊水ポンプ場	守口市菊水通１丁目２－４	8.000	大阪府
	八雲ポンプ場	守口市八雲東町１丁目４－８	9.694	守口市
	大枝ポンプ場	守口市松下町１－９７	6.200	守口市
	寺方ポンプ場	守口市南寺方東通１丁目７－７号	2.900	守口市
	茨田ポンプ場(茨田排水区分)	大阪市鶴見区諸口５丁目２－２７	18.670	大阪府
	寺島ポンプ場	東大阪市西鴻池町４丁目２－２０	36.000	大阪府
	鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町１－１８	36.000	大阪府
	氷野ポンプ場	大東市大東町２－１	23.400	大阪府
	深野北ポンプ場	大東市深野北２丁目１７１－４	9.630	大阪府
	太平ポンプ場	寝屋川市讃良西町７番２１号	16.000	大阪府
	萱島ポンプ場	寝屋川市東神田町１９３－１	20.930	大阪府
第二 寝屋川	中浜東処理場	大阪市城東区中浜１－１７－１０	57.764	大阪市
	川俣ポンプ場	東大阪市川俣２丁目１－１	53.000	大阪府
	小阪ポンプ場	東大阪市若江西新町１丁目１１－２１	29.180	大阪府
恩智川	深野ポンプ場	大東市南新田１丁目４－８	18.000	大阪府
	植付ポンプ場	東大阪市中石切町７丁目２－１８	15.000	大阪府
	新池島ポンプ場	東大阪市新池島町４丁目３－３５	24.800	大阪府
平野川	平野市町抽水所	大阪市平野区平野北１－１－１５	10.534	大阪市
	長吉ポンプ場	八尾市南亀井町３丁目１－５６	36.870	大阪府
平野川 分水路	放出処理場	大阪市城東区永田２－３－６１	4.134	大阪市
	深江抽水所※	大阪市東成区神路１－１０－１７	6.667	大阪市
	片江抽水所	大阪市東成区大今里南４－１２－２４	12.176	大阪市
	平野処理場	大阪市平野区加美北２－６－６９	11.083	大阪市
	高井田ポンプ場	東大阪市高井田西６丁目２－２６	9.050	東大阪市
	岸田堂ポンプ場	東大阪市岸田堂西２丁目９－３	9.500	東大阪市
古川	桑才ポンプ場	門真市東田町１５－１	33.000	大阪府
楠根川	新家ポンプ場	八尾市新家町１丁目９７	40.300	大阪府
	小阪合ポンプ場	八尾市南小阪合町１丁目２－７	19.600	大阪府

※中浜東処理場に統合後廃止

(別表3：第4条第3項関係) 対象下水道ポンプ場

基準地点	京橋	古堤橋・徳庵橋・住道・会所橋・ 寝屋川治水緑地	城見橋・平野川分水路排水機場外水 位・昭明橋・新田大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	対象となるすべての 下水道ポンプ場	東野田抽水所・今福処理場・ 城東抽水所・西三荘抽水所・ 菊水ポンプ場・八雲ポンプ場・ 大枝ポンプ場・寺方ポンプ場・ 茨田ポンプ場・寺島ポンプ場・ 鴻池水みらいセンター・ 氷野ポンプ場・深野北ポンプ場・ 太平ポンプ場・萱島ポンプ場	中浜東処理場・川俣ポンプ場・ 小阪ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	京橋が開始水位を超過した場合のポン プ運転調整対象流域 	一級河川寝屋川流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川第二寝屋川流域が開始水位を 超過した場合のポンプ運転調整対象流 域 

基準地点	芝大橋・花園多目的遊水地	恩智川治水緑地・中高橋	剣橋・三川合流・ 鳥居先(平野川下流)・ 中竹刈橋・太子橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	深野ポンプ場・植付ポンプ場	新池島ポンプ場	平野市町抽水所・長吉ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川恩智川下流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川恩智川上流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川平野川流域が開始水位を超過 した場合のポンプ運転調整対象流域 

基準地点	平野川分水路排水機場内水位・ 今里大橋・巽橋・ 鳥居先(平野川分水路)	徳庵橋古川水門内水位・桑才	萱振大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	放出处理場・深江抽水所・片江抽水 所・平野処理場・ 高井田ポンプ場・岸田堂ポンプ場	桑才ポンプ場	新家ポンプ場・小阪合ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川平野川分水路流域が開始水 位を超過した場合のポンプ運転調整対 象流域 	一級河川古川流域が開始水位を超 過した場合のポンプ運転調整対象流域 	一級河川楠根川流域が開始水位を超 過した場合のポンプ運転調整対象流 域 

(別表４：第５条、第６条及び第７条関係) 基準水位

ポンプ運転調整 対象流域		基準地点	基準水位		
			準備水 位	開始水 位	解除水位
寝屋川全流域		京橋水位観測所	0P+3.00	0P+3.50	0P+3.30
寝屋川流域		古堤橋水位観測所	0P+3.30	0P+3.94	0P+3.74
		徳庵橋水位観測所	0P+3.50	0P+4.62	0P+4.42
		住道水位観測所	0P+3.90	0P+5.33	0P+5.13
		会所橋水位観測所	0P+3.78	0P+5.25	0P+5.05
		寝屋川治水緑地水位観測所	0P+4.20	0P+5.57	0P+5.37
第二寝屋川流域		城見橋水位観測所	0P+3.20	0P+3.90	0P+3.70
		平野川分水路排水機場外水位観測所	0P+3.20	0P+4.33	0P+4.13
		昭明橋水位観測所	0P+3.40	0P+4.85	0P+4.65
		新田大橋水位観測所	0P+4.00	0P+5.85	0P+5.65
恩智川流域	下流	芝大橋水位観測所	0P+6.00	0P+6.18	0P+5.98
		花園多目的遊水地水位観測所	0P+6.25	0P+8.13	0P+7.93
	上流	恩智川治水緑地水位観測所	0P+7.05	0P+7.60	0P+7.40
		中高橋水位観測所	0P+9.10	0P+10.59	0P+10.39
平野川流域		剣橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.40	0P+4.20
		平野川三川合流水位観測所	0P+3.80	0P+5.07	0P+4.87
		鳥居先（平野川下流）水位観測所	0P+5.50	0P+5.97	0P+5.77
		中竹渕橋水位観測所	0P+7.70	0P+9.08	0P+8.88
		太子橋水位観測所	0P+9.76	0P+11.48	0P+11.28
平野川分水路流域		平野川分水路排水機場内水位観測所	0P+3.20	0P+4.35	0P+4.15
		今里大橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.63	0P+4.43
		巽橋水位観測所	0P+3.30	0P+4.82	0P+4.62
		鳥居先（平野川分水路）水位観測所	0P+5.00	0P+5.69	0P+5.49
古川流域		徳庵橋古川水門内水位観測所	0P+3.00	0P+3.20	0P+3.00
		桑才水位観測所	0P+3.20	0P+3.67	0P+3.47
楠根川流域		萱振大橋水位観測所	0P+6.74	0P+8.18	0P+7.98

(注釈) 本要綱第６条に定める「今後水位上昇が見込めない場合」とは、以下に示す状況のいずれかを指す。

1. 「開始水位に到達」しても「河川水位が下降傾向にあることが予測される」場合。
2. 本表に示す各ポンプ運転調整対象流域に存在する、大阪府知事が指定する洪水予報河川の基準地点（京橋水位観測所を除く）において、「氾濫危険水位」に達していない場合。

監 事 の 選 出

寝屋川流域協議会規約第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づき、新監事を選出する。

1. 新監事

藤井寺市長とする。

※参 考

- ・ 協議会規約 第 8 条第 3 項
「協議会の会計を監査するため、協議会に監事を置く。」
- ・ 協議会規約 第 8 条第 4 項
「監事は 1 名とし、委員が互選する。」
- ・ 東大阪市→寝屋川市→八尾市→大東市→守口市→門真市→交野市→四條畷市→枚方市→柏原市→大阪市→藤井寺市の順に持ち回りで実施する。

年 度	監 事
昭 和 63 年 度 ～ 平 成 5 年 度	寝屋川市長
平 成 6 年 度	寝屋川市長
平 成 7 年 度	八尾市長
平 成 8 年 度	大東市長
平 成 9 年 度	守口市長
平 成 10 年 度	門真市長
平 成 11 年 度	交野市長
平 成 12 年 度	四條畷市長
平 成 13 年 度	枚方市長
平 成 14 年 度	柏原市長
平 成 15 年 度	大阪市建設局長
平 成 16 年 度	東大阪市長
平 成 17 年 度	寝屋川市長
平 成 18 年 度	八尾市長
平 成 19 年 度	大東市長
平 成 20 年 度	守口市長
平 成 21 年 度	門真市長
平 成 22 年 度	交野市長
平 成 23 年 度	四條畷市長
平 成 24 年 度	枚方市長
平 成 25 年 度	柏原市長
平 成 26 年 度	大阪市建設局長
平 成 27 年 度	東大阪市長
平 成 28 年 度	寝屋川市長
平 成 29 年 度	八尾市長
平 成 30 年 度	大東市長
令 和 元 年 度	守口市長
令 和 2 年 度	門真市長
令 和 3 年 度	交野市長
令 和 4 年 度	四條畷市長
令 和 5 年 度	枚方市長
令 和 6 年 度	柏原市長
令 和 7 年 度	大阪市長
令 和 8 年 度	藤井寺市長